

議案第 7 4 号

訴訟の提起（独立当事者参加の申出）について
上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 2 3 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

訴訟の提起（独立当事者参加の申出）について

原告 [redacted] 並びに被告 [redacted]、被告 [redacted] 及び被告 [redacted] 間の損害賠償請求事件（以下「本件事件」という。）について、下記のとおり独立当事者参加を申し出る。

記

1 当事者

(1) 参加人 東京都板橋区板橋二丁目 6 6 番 1 号
板橋区
上記代表者区長 坂本 健

(2) 原告 [redacted]
[redacted]

[redacted]

(3) 被告 A [redacted]
[redacted]

[redacted]

被告 B [redacted]

[redacted]

[redacted]

被告 C [redacted]

[redacted]

[redacted]

2 参加の目的

(1) 板橋区と原告との間で、板橋区の原告に対する次の債務が存在しないことを確認する。

ア 下記 3 (1)の本件土地に対して効力を有する用途地域の境界線に関する、板橋区職員の対応によって、原告に発生した損害に係る国家賠償法第 1 条第 1 項に基づく損害賠償債務

イ 本件事件の訴状において定義が示された「本件マンション」（以下「本件マンション」という。）に関する、指定確認検査機関に対する板橋区職員の対応によって、原告に発生した損害に係る国家賠償法第 1 条第 1 項に基づく損害賠償債務

ウ ア及びイ記載のほか、下記 3 (1)の本件土地及び本件マンションに関する、板橋区職員の対応によって、原告に発生した損害に係る国家賠償法第 1 条第 1 項に基づく損害賠償債務

(2) 板橋区と被告 A、被告 B 及び被告 C（以下「被告ら」という。）との間で、板橋区の被告らに対する次の債務が存在しないことを確認する。

ア (1)ア記載の対応によって、被告らに発生した、被告らが原告に対して賠償した損害金相当額の損害に係る国家賠償法第 1 条第 1 項に基づく損害賠償債務

イ (1)イ記載の対応によって、被告らに発生した、被告らが原告に対して賠償した損害金相当額の損害に係る国家賠償法第 1 条第 1 項に基づく損害賠償債務

ウ (1)ウ記載の対応によって、被告らに発生した、被告らが原告に対して賠償した損害金相当額の損害に係る国家賠償法第 1 条第 1 項に基づく損害賠償債務

(3) 独立当事者参加による訴訟費用は、原告及び被告らの負担とする。との判決を求める。

3 事件の概要 (1)から(5)までは本件事件の訴状に基づき作成したもの)

(1) 令和 2 年 7 月、原告は、板橋区内に存する敷地内に複数の用途地域がまたがる土地（以下「本件土地」という。）について、売主で

ある被告Aから14階建てのマンションの建築プランを示され、仲介事業者である被告Cから、被告Bが作成した土地確定測量図に基づく重要事項説明を受け、売買契約を締結し、本件土地を購入した。

- (2) 令和3年6月、原告は、本件マンションの建設に着手した。
- (3) 令和4年5月、本件マンションの10階床までコンクリート打設工事が完了した時点で、本件マンションの建築計画（以下「本件建築」という。）における用途地域境界線が誤っており、日影規制に違反しているのではないかという疑義が生じ、本件マンションを設計した設計事務所が板橋区に確認したところ、被告Bが作成した土地確定測量図記載の用途地域境界線が誤りであることが判明した。
- (4) 令和4年6月、原告は、本件建築を取り止め、同年8月、本件マンションの解体工事に着手した。
- (5) 令和4年12月、原告は、被告らは虚偽の説明を原告に行い、誤った用途地域境界線に基づく本件建築が可能であるかのように欺き、本件土地を購入させたとして、被告らに対し、損害賠償を求める訴えを提起した。
- (6) 令和5年7月、被告Aは、板橋区に対し、次の内容の訴訟告知を行った。

【訴訟告知の要旨】

本件土地の用途地域境界線については板橋区に確認を行ったうえでその位置を把握したものであるため、仮に原告の請求が認められ、被告Aが損害賠償責任を負うこととなった場合、被告Aは板橋区に対し損害賠償を求める予定である。

- (7) 令和5年8月、被告Bは、板橋区に対し、次の内容の訴訟告知を行った。

【訴訟告知の要旨】

被告Bは、令和元年12月に本件土地の用途地域境界線の位置を板橋区に確認しており、令和2年7月に改めて同用途地域境界線の位置を板橋区に確認した際には、令和元年に確認した用途地域境界

線の位置を前提に建築を進めて問題ないことを板橋区より伝えられたことから、本件建築については問題が生じないと認識していたため、仮に被告Bが敗訴し、原告に対して損害賠償責任を負うこととなった場合、その原因は板橋区にあり、被告Bは板橋区に対し損害賠償請求できる立場にある。

4 訴訟遂行の方針

判決の結果、必要がある場合は上訴する。

（提案理由）

区に損害賠償債務がないことを確認するため、独立当事者参加の申出をする必要がある。

なお、この議案は、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき提出するものである。